

1 障害者の就労支援・相談支援等について

(1) 障害者の就労支援

就労は、障害者が地域で自立した生活を送るうえで大変重要である。

障害者自立支援法が昨年10月から本格施行され、就労移行支援事業、就労継続支援事業への移行が可能になったところであるので、平成18年度補正予算における特別対策などを活用し、積極的な移行に努められたい。

なお、平成19年度においては、この他に工賃水準の向上や職場実習先の確保等を推進していただくとともに、就労移行支援事業、就労継続支援事業における雇用関係助成金の取扱等について以下のとおりとすることとしたので併せてご留意いただきたい。

① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業は、19年度予算（案）において、新規増分として25か所を計上し、全国135か所で実施できることとしたところであり、先日選定作業を終え、新規センターが設置される都道府県に対しては労働部局を通じて連絡しているところである。

本事業は、障害者の職業生活を支援する上で重要な役割を担っており、今後全障害保健福祉圏域に設置することとしているので、各都道府県におかれては、来年度以降の計画的な設置について特段のご配慮をお願いしたい。

② 「成長力底上げ戦略」における「工賃倍増5か年計画」について

平成19年2月15日に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」においては、働く人全体の底上げを目指し、格差の固定化を防止するとともに、機会の最大化を図り、経済の活力を高めていくことを目指しているもので、①人材能力戦略、②就労支援戦略、③中小企業底上げ戦略の3つを柱としている。

このうち②就労支援戦略においては、「福祉から雇用へ」推進5か年計画を策定することとしており、一般雇用への移行に向け、より積極的な取組を推進するほか、その一環として「工賃倍増5か年計画」が位置づけられたところである。

本事業は、平成19年度予算（案）において創設する「工賃倍増計画支援事業」や、障害者雇用促進法による在宅就業支援制度を活用した企業からの発注奨励策等を組み合わせ、平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図ることとしているので、各都道府県におかれては、積極

的な参画及び取組をお願いしたい。

③ 職場実習先の積極的な開拓等について

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援事業利用者が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものであることから、より多くの実習先を確保する必要がある。

このため、平成18年度補正予算による特別対策の一環として、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を補助することとし、もって職場実習の受入先の確保を促進することを目的とする「障害者職場実習設備等整備事業」を創設したところであるので、本事業の積極的な活用により職場実習先の確保に努められたい。

④ 就労支援ネットワークの積極的な構築について

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、平成18年度補正予算による特別対策の一環として、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を補助することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図る「就労支援ネットワーク構築事業」を創設したところであるので、本事業の積極的な活用により就労支援ネットワークの構築に努められたい。

⑤ 工賃（賃金）実績報告について

障害者自立支援法においては、障害者が地域で自立した生活を送るため、工賃（賃金）水準の向上を図ることとしている。このため、平成19年度から、以下により工賃（賃金）の実績を求めることとしたので、ご留意いただきたい。

なお、詳細については追って通知する。

ア 対象事業所及び施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所（目標工賃達成加算申請事業所を除く）、身体・知的・精神障害者入所・通所授産施設（小規模通所授産施

設を含む)、身体・知的・精神障害者福祉工場

イ 工賃（賃金）実績の報告内容

前年度の工賃（賃金）実績の平均額（時給、日給、月給から選択）

ウ 申請時期及び申請先

（ア）各事業者は、毎年度4月に、都道府県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告すること。

（イ）各事業者は、平成18年度においては、18年10月からの6ヶ月間の工賃（賃金）実績について平成19年4月に報告すること。

（ウ）都道府県は、上記アにより報告された工賃実績及び目標工賃達成加算対象事業所の工賃実績を、毎年度5月末日までに当課に対し報告すること。

エ 工賃実績の公表方法

都道府県は、提出された工賃（賃金）実績及び都道府県全体又は圏域全体の平均工賃（賃金）額を、目標工賃達成加算申請事業所の工賃実績とともに、広報紙、ホームページ、WAM ネット等により幅広く公表すること。

⑥ 各種雇用関係助成金との関係について

各事業における各種雇用関係助成金との関係は下記のとおりである。

ただし、助成金にはこの他にも支給要件があることから、その申請にあたっては各助成金の支給要件を確認するよう指導されたい。

また、施設職員として雇用する場合は、下記によらず、雇用の形態により一般の事業所と同様に雇用関係助成金の申請が可能であるので留意されたい。

なお、詳細については追って通知する。

ア 就労移行支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型（雇用無）

（ア）障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 第1号職場適応援助者助成金

支給可能。ただし、事業利用者が当該助成金により配置された第1号職場適応援助者によるジョブコーチ支援を受ける場合、一般就労への移行を目指すものに限られる。

b 障害者能力開発助成金第4種（グループ就労請負型）

支給可能。

（イ）その他の雇用関係助成金

その他の雇用関係助成金は、利用者を雇用しない就労移行支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型（雇用無）においては支給対象とならないもので

あること。

イ 就労継続支援 A 型事業（雇用有）

（ア）障害者雇用調整金・報奨金

受給可能。

（イ）障害者試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）

障害者雇用の経験の浅い事業主が試行的に雇用することを支援することを目的としていることから、支給対象とならないものであること。

（ウ）職場適応訓練、特定求職者雇用開発助成金

個別判断。なお、暫定支給決定を経た利用者においては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象外であること。

（エ）障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

受給可能。ただし、本助成金によって設置する施設等が社会福祉施設等施設整備費の国庫補助対象外であること。

b 第 1 号職場適応援助者助成金

受給可能。ただし、就労移行支援事業、就労継続支援 B 型事業、就労継続支援 A 型事業（雇用無）と同様の取り扱いとなること。

c 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者委嘱助成金を除く）

受給可能。

d 障害者介助等助成金、第 2 号職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金、障害者能力開発助成金（第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種（グループ就労訓練雇用型に限る））

就労継続支援 A 型事業の内容に鑑み、支給対象とはならないものであること。

e 障害者職業能力開発助成金第 4 種（グループ就労訓練請負型）

受給可能。

f 障害者職業能力開発助成金第 4 種（グループ就労訓練職場実習型）

受給可能。ただし、当該助成金の支給対象障害者である盲、聾、養護学校高等部 3 年生に対するグループ就労訓練の実施に当たっては、各事業の定員の対象外として受け入れ、その後当該事業主に雇用率の対象となる労働者（利用者）として雇用した場合に限られること。

※ 助成金を受給するに当たっては、受給する場合、各事業の人員配置（最低）

基準に定める 人員と別に配置することが必要となる場合があることに留意されたい。

⑦ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「委託訓練」という。）との関係について

ア 就労系サービス（上記⑥ア及びイの事業）の利用者が、当該就労系サービス事業者以外の企業等が実施する委託訓練を受講する場合

当該受講に関して、就労系サービス事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系サービスの利用も訓練等給付の対象となること。

イ 就労系サービスの利用者が、当該就労系サービス事業者が実施する委託訓練を受講する場合

当該受講者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

⑧ 在宅就労者にかかる就労継続支援サービス費の算定について

施設外支援のうち、報酬の対象となる在宅就労におけるの要件は以下のとおりである。

なお、詳細については追って通知する。

ア 施設外支援の基本要件を満たしていること。

イ アに加え、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。

⑨ 就労移行支援事業、就労継続支援事業における施設外就労（企業内就労）に対する支援策について

利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う、いわゆる施設外就労（企業内就労）は、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げを図るために有効であり、これまでは、補助事業である「施設外授産の活用による就労促進事業」として実施してきたところである。

今後は、こうした一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げに資する施設外就労（企業内就労）を積極的に推進するため、下記の取扱いにより、平成19年4月から就労系事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業）の報酬の対象とすることとしたのでご留意いただきたい。

なお、詳細については追って通知する。

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要 (施設職員が配置されていない場合は施設外支援の対象)	否 (施設職員が配置されている場合は通常の報酬対象)
報酬算定の対象となる支援の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設外就労を支援する職員が1ユニット毎に職員配置基準以上配置されていること。 ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。 ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。 ② 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成(施設外サービス提供時は1週間毎)され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ③ 当該サービス提供期間中の対象者の状況について、対象者や実習先事業者から当該サービスの状況を聞き取ることにより日報を作成すること ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外でのサービス提供期間は、年間180日を限度とする。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者

(2) 相談支援体制の整備

障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域における相談支援体制を早急に確立するとともに、地域自立支援協議会を設置して、地域の関係者によるネットワークを構築することが不可欠であると考えている。

相談支援事業については、平成18年10月から、障害種別に関わらず、利用者の最も身近な地域で相談支援が受けられるよう、実施主体を市町村に一元化したところであり、市町村においては、地域生活支援事業及び障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を最大限活用することにより、相談支援体制の早急な整備に努められたい。また、都道府県においては、広域的・専門的な相談支援事業や基盤整備を進めるとともに、市町村における相談支援体制が早急に確立するよう、引き続き、圏域調整等の市町村支援に努められたい。

① 市町村における相談支援体制の整備について

市町村においては、障害者相談支援事業をベースに、市町村相談支援機能強化事業等を活用して、下記事項に留意の上、早急に相談支援体制を整備されたい。

ア 一般的な相談支援の実施に当たっては、地域の実情に応じて、専門性を確保する観点から、指定相談支援事業者の活用について配慮すること。

イ 特に人口規模の小さな自治体においては、複数自治体による共同実施等、地域の実情に応じた相談支援体制の構築について検討すること。

ウ 都道府県自立支援協議会及び都道府県が設置するアドバイザーとの連携を図ること。

エ 地域自立支援協議会の設置・運営に当たっては、相談支援事業者との連携を図るとともに、全体会の他に具体的な事例や課題について協議するサブ協議会等を設置するなど、地域の具体的な事例や課題に基づいた運営ができる体制整備に努め、協議会が形骸化することのないように留意すること。

② 都道府県による市町村支援について

都道府県においては、都道府県自立支援協議会の設置・運営と障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（相談支援体制整備特別支援事業）の活用により、市町村における相談支援体制の早急な確立について積極的な支援をお願いしたい。

特に、特別アドバイザー派遣事業については、都道府県全体の支援体制整備の方策や、市町村の相談支援体制の整備・充実強化及び地域自立支援協議会の設置・運

営等についての具体的で丁寧な支援を受けることが期待できるものと考えており、地域の実情に応じて積極的かつ柔軟な実施に努められたい。

また、相談支援体制を構築・充実させるためには、地域における相談支援従事者の養成及び資質向上が重要であると考えており、引き続き相談支援従事者研修の充実に努められたい。加えて、都道府県内の相談支援体制のレベルアップのためには、各地域の相談支援事業者及び従事者間の連携強化が必要であるため、情報交換等のための連絡会議や研修会等の実施についても配意願いたい。

なお、地域における相談支援体制の整備状況等を把握するため、今後、定期的に相談支援事業の実施状況及び自立支援協議会の設置・運営状況等について調査を実施したいと考えているので、都道府県におかれては協力をお願いしたい。

③ サービス利用計画作成費について

障害者自立支援法の相談支援においては、一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業や地域生活支援事業に位置づけられた市町村相談支援機能強化事業等の各種事業とともに、施設から地域生活に移行した者など特に計画的な支援が必要な者に対しては、サービス利用計画作成費の給付が自立支援給付に位置づけられたところであり、市町村において、支援が必要な者に適切に支給されるようお願いしたい。

(3) 支給決定事務における留意事項

障害程度区分等の勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、市町村においては、あらかじめ、支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが適当である。

支給決定基準の策定に際しては、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意するとともに、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行われたい。また、支給決定基準を適用して支給量を定めることが適当でないと判断される場合は、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定められたい。

2 精神障害者の退院促進支援について

障害者施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本的な方針とし、受入条件が整えば退院可能な者の解消を目指しているところであり、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定される「障害福祉計画」において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、地域生活へ移行する者を見込んだ上で必要なサービスの計画的整備を図ることとしている。

精神障害者の退院促進の取組については、

- ① 地域生活支援事業において、地域関係者の連携により地域移行の推進を図る「精神障害者退院促進支援事業」を都道府県の基礎的事業として盛り込んでいるほか、
- ② 平成18年度補正予算においても特別対策として、退院促進の専門家の養成等を図るための「精神障害者退院促進強化事業」を盛り込んでいるところであり、障害福祉計画において策定した目標を実現するためにも、これらの事業を積極的に活用されたい。

○ 退院促進における生活保護施策との連携

退院可能精神障害者数のうち2割程度が生活保護を受給しているとされており、生活保護施策においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要であるとの観点から、平成19年度予算案において「生活保護精神障害者退院支援事業」を創設することとしているところである。

については、対象者の地域生活移行における課題等に応じて、福祉事務所と連携を図り、協働して退院促進対策に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、来年度において、都道府県や福祉事務所の担当者を対象とした退院促進に係る研修会の実施を予定しているところであり、具体的な連携方法等について参考になるものとしたいと考えているので、積極的な参加をお願いしたい。

3 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業

重症心身障害児（者）通園事業については、主として、障害児の児童福祉施設内、又は当該施設に併設して実施される事業である。これらの施設については、障害者自

立支援法附則第3条で施行後3年を目途に検討及び必要な措置を講ずるとされていることから、本事業の在り方については、これら障害児施設等のサービス体系の見直しの中で併せて検討することとしたところである。

現状において特にB型については予算カ所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいていると認識しているところである。一方、1日の利用定員を定めているにもかかわらず、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって一ケタ台の利用に留まっている施設があるとともに、1日5人の利用を想定しているB型においても長期間にわたって1～2人の利用に留まっている施設があるところである。これら施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、障害者自立支援法の新たなサービス体系である「生活介護」事業等も視野に入れ、事業の効率的な運営について検討されたい。

(2) 難聴幼児に対する療育支援

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。

従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、児童デイサービスなどの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局

と十分連携を図られたい。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方願います。

4 障害福祉関係施設の整備について

(1) 平成19年度予算(案)

平成19年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費補助金については、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場等の整備に必要な予算額を計上したところである。

(2) 平成19年度整備方針

平成19年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、「平成19年度社会福祉施設等施設整備費(障害保健福祉部分)の国庫補助に係る協議について(平成19年2月9日障発第0209001号)」においてお示したところであるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定し、障害福祉計画を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。

なお、平成18年度補正予算において計上された「障害者自立支援基盤整備事業」を積極的に活用するとともに、本補助金との重複がないようご留意願いたい。

(3) 国庫補助基準単価

平成19年度の補助基準単価については、公共工事コストの縮減や建設単価の動向等を総合的に勘案し、平成18年度の基準単価から△1.7%の改定を行うこととしているのでご了知願いたい。

5 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 指定居宅介護事業者等への指導監査の徹底等

18年4月に障害者自立支援法が施行され、指定居宅介護事業者等（以下「事業者」という。）の数が増加している一方で、従前の支援費制度における支援費の不正受給による事業者の指定取消し処分等の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、貴都道府県におかれては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるとともに厳正な対応をお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録票が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者に対しても、その障害特性に応じ適切に配慮した説明資料等により、制度の周知を図られるようお願いする。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

また、社会福祉施設における不正・不明瞭な会計処理の防止や施設整備に係る不正の防止について、引き続き社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

① 人権侵害等の防止等について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという報告が依然として後を絶たず、障害者の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きたことは誠に遺憾である。また、これらの報告の中には、刑事事件にまで及んでいる事件も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するための対応及び発生した場合の対応にあたっては、「障害者（児）施設における虐待の防止について

(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を参考に適切に対応されたい。特に、虐待の行われた施設に対しては、指定の取消、事業停止等の適切な対応を図られたい。

② 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、平成15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及び「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害関係施設・事業所においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点から積極的に第三者評価を活用することが重要である。都道府県におかれては、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備の促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すようご指導願いたい。

(3) 精神障害者社会復帰施設における指導監査等の徹底について

今年度会計検査院が実施した精神障害者社会復帰施設等に対する実地検査において、4施設について、不適切な経理事務が行われていたとして、国庫補助金が過大交

付であると指摘された。

不正・不明瞭な経理の事例により、社会復帰施設の信頼低下等の社会問題化も懸念されることから、各都道府県・指定都市においては、引き続き、適正かつ効果的な実地指導を行うなど、国庫補助金等の適切な執行に努められたい。

また、管内社会復帰施設に対し実地指導等を実施する際には、平成12年3月31日障第248号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神障害者社会復帰施設等に係る指導監査の実施について」により、指導の一層の強化を図るようお願いしたい。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直しに係る経過措置の対象となった社会復帰施設については、経過措置期間中は、従前の例による運営ができることとされており、その実地指導等についても、従前の例により行っていただきたい。